

時事新報

第一千十六號 明治廿一年八月十四日 水曜日

舊曆一千八百八十八年

(西曆一千八百八十八年)

明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

左ノ通追加ナル旨其筋ヨリ通知アリタ

明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

右ノ通追加ナル旨其筋ヨリ通知アリタ

明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

一暴風等ノ船或へ該浮標ノミニシテ捨及船ノ擡泊セテ
ルコトアリ航海者宜シク警戒スヘレ
四條貨幣比例表中「日耳曼」ト「亞然的音共和國」ノ間ニ
明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

○遞信省告示第百三十一號

日耳曼トウガニ一會社所領地

二十フエナフニ五フニ

ニックニツグ

マニラレバル群島地方

高さハ或は他日

ものは亦甚だ遅

年初夏の運かり

南少なだ後の用

植物成長の度合

至り彌々氣壓反

冷氣案外に早う

なす可らずとな

配なしとしても

モニカメル」ン地方

耳ニケヤニ一會社所領地

二十フエナフニ五フニ

ニックニツグ

高さハ或は他日

ものは亦甚だ遅

年初夏の運かり

○明治廿一年八月十三日 遣信大臣子爵榎本武揚

日耳曼トウガニ一會社所領地

二十フエ